

豊岡市空家等対策協議会運営要領（案）

（趣旨）

第 1 条 豊岡市空家等対策協議会条例（平成 29 年豊岡市条例第 9 号）第 8 条（第 1 項）に規定する豊岡市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（会議の招集）

第 2 条 会長は、協議会を招集しようとするときは、協議会を開催する日の 7 日前までに、委員に会議の日時及び場所を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（委員の欠席）

第 3 条 協議会を欠席する委員は、代理人を協議会に出席させ、又は他の委員に議決権の行使を委任することはできない。

2 協議会を欠席する委員は、会長を通じて、協議会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

（会議の公開）

第 4 条 会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、出席委員の 3 分の 2 以上の多数で会議を公開しない旨の議決をしたときは、この限りでない。なお、非公開を決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

- (1) 豊岡市情報公開条例（平成 17 年豊岡市条例第 7 号）第 7 条各号に該当すると認められる情報を含む事項を協議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずると認められる場合

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

（議事録）

第 5 条 会長は、議事録を調製し、次の事項を記載するものとする。

- (1) 協議会の開催日時及び場所
- (2) 協議会に出席した委員の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) 議決事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

2 議事録は、次の事項を除いて公開する。

- (1) 発言した者の氏名
- (2) 前号に掲げる者の氏名が識別され得ると会長が認める事項

- (3) 豊岡市情報公開条例第7条各号に該当すると認められる情報
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると会長が認める事項
- (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成29年 月 日から施行する。

豊岡市空家等対策協議会傍聴取扱規定（案）

（趣旨）

第1条 この規定は、豊岡市空家等対策協議会運営要領（平成29年豊岡市告示第号）第4条第2項に規定する。豊岡市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

（協議会の開催の周知）

第2条 協議会の開催は、公開、非公開にかかわらず、原則として会議開催日の7日前までに一定の方法により、周知するものとする。

（傍聴の定員）

第3条 傍聴人の定員は、会長が定めるものとする。

（傍聴の手続）

第4条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿に必要事項を記入しなければならない。

2 傍聴の受付は、到着順に行うものとする。ただし、受付開始時に定員を超えている場合には、抽選により傍聴人を決定する。

（傍聴席に入ることができない者）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘の類を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、カメラ、映写機、情報端末機の類を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを携帯している者

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 示威的行為をしないこと。

- (4) 携帯電話の電源を切ること。
- (5) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (8) 写真、映像等を撮影し、又は録音等をしないこと。
- (9) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(職員の指示)

第7条 傍聴人は、職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 会長は、傍聴人がこの要領に違反し、これを改善しないときは、当該傍聴人を退場させるものとする。

(その他)

第10条 この規定に定めるもののほか、協議会の傍聴に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規定は、平成29年 月 日から施行する。